

親（出産・育児・家事・仕事）

私たちは安心して子どもを産み、育てたい

～親の育児力の向上・家庭と仕事の両立・多様な働き方の実現～

1 安心して子どもを産み、ゆとりを持って育てたい

私たちは、母子がともに健康に、安心して快適なお産をし、母親も父親もゆとりを持って、子育てができる社会を望みます。

（1）安心して妊娠・安全で快適な出産

（基本的な考え方）

出産する全ての女性、その家族が安心して快適な妊娠、出産に臨み、母子がともに健康に子育てができるよう、医療・保健・福祉分野・学校教育との連携を図りながら、母親の心身の健康を保持するため、母子保健体制の充実に努めます。

安心して妊娠、安全で快適な出産ができるように

（現状と課題）

核家族化や少子化の進行、女性の社会進出、地域社会における連帯意識の希薄化等、妊娠・出産・子育てを取り巻く環境の変化に対し、行政等関係機関は、これまでに様々なサービスの提供を試みてきました。しかし、平成12年度に県が実施した「妊娠・出産・育児に関する実態調査」では、母親学級に参加しなかった者16.7%、妊娠中に仕事のこと配慮をうけられなかった者17.7%、母性健康管理指導事項連絡カードを知っている者7.1%、自分の希望した出産が出来た者75.8%という結果がでています。

母体の健康を保持し、安心して妊娠・安全で快適な出産ができる環境を整備するとともに、妊婦が主体的な選択ができ、妊産婦やその家族からみて満足できる「いいお産」についての啓発・普及を行うことが、今後の課題であるといえます。

また、ハイリスク妊婦の安全な出産への対応を強化することも重要な課題です。

（施策の方向と具体策）

1 妊産婦及びその家族への支援の充実に努めます。

- ・母親学級、両親学級の内容を充実させ、親と子の愛着形成を促す支援を行います。（例：マタニティーのための講座等で、自分の子どもが生まれる前から本物の赤ちゃんに触れるなどの経験ができるようにします。また、妊娠前から出産や育児を意識したパパ・ママ教室を実施し、男女共に親になり、子育てをしていく意識啓発に努めます。）
- ・母親学級、両親学級で、妊婦及びその家族が自分たちの望むお産を医療施設に伝え、どういうお産ができるか話し合うことの必要性を啓発します。
- ・不妊や遺伝に関する相談体制の充実に努めます。

- ・妊娠中の就労環境整備に関する啓発を行い、母性健康管理指導事項連絡カードの周知を図ります。

2 ハイリスク妊婦の支援体制を強化します。

- ・ハイリスク妊婦に対し、保健師等による個別指導を行います。
(例・医療機関と市町村の連携を強化し、保健指導を強化する。妊娠中の禁煙・禁酒を徹底する。)
- ・里帰り分娩を行う妊婦に対する、帰省時の保健指導の強化及び帰省先の保健医療機関との連携強化を行います。
- ・診療所と病院、地域周産期医療センター等との連携を強化し、母体搬送等による安全な出産を確保する体制を整備します。

3 地域への啓発・普及及び支援体制の整備を図ります。

- ・保健・医療サービス等を受ける方にとってわかりやすいように、相談や支援体制を組み立てるとともに広報します。
- ・地域で母子保健活動に携わる医科・歯科の医療機関や、保健・福祉関係者等の連携を図れるようネットワークを整備します。
- ・医療機関、関係機関、助産院、関係団体等と連携し、医療情報の提供方法を検討し、「いいお産」の普及を図ります。

事業名	事業の内容（担当課）
育児支援家庭訪問事業の促進(再掲)	産後うつ病、育てにくい子どもなどの育児困難を抱えている家庭に対し保健師、助産師等による具体的な育児に関する技術指導や、子育て経験者、ヘルパー等による育児、家事の援助を行い、子育てを支援する事業の普及を図る。 (児童家庭課)
妊婦健診事業の実施	妊娠中の異常の早期発見に努めるとともに母胎の健康支援を行い、「いいお産」ができるよう支援する。 (児童家庭課)
両親学級(パパ・ママ教室)・母親学級の開催	妊娠、出産、育児について学ぶとともに赤ちゃんふれあい体験をするなど母性や父性を育み、育児は両親が協力して行うことを学ぶ。その意識の向上や健康チェックに母子健康手帳や父子手帳を活用する。(児童家庭課)
遺伝相談センター事業の実施	遺伝性疾患等に関して、専門医師による診断、治療等の医学的な情報の提供や相談を行うことにより、相談者本人及び家族の精神的負担の軽減を図る。 (児童家庭課)
母子保健連絡協議会(市町村) 母子保健推進協議会(保健所) 母子保健運営協議会(県)の開催	母子保健施策の総合的かつ効果的な実施及び今後の母子保健施策のあり方について検討し、事業にいかすとともに関係諸施策との調整及び関係機関との連携を図る。 (児童家庭課)

周産期医療保健協議会の開催	妊産婦と新生児にかかる高度な専門的医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備、地域の周産期施設との連携等周産期医療体制の推進を図るため、関係者による協議会を開催する。（児童家庭課・医療整備課）
母子保健指導事業 「いいお産」等推進事業の実施	「いいお産」や「母乳育児」を推進する環境を整えるために、医療従事者、母親学級、両親学級を企画・担当する母子保健従事者へ研修を行い、関係者への啓発をする。 また、「お産」についての各病院の情報の公開や、病院における助産師外来の設置等について検討し、安全で満足のできる「いいお産」に関する理解・普及を図る。（医療整備課・児童家庭課）
乳幼児突然死症候群対策強化月間の実施	11月を「乳幼児突然死症候群対策強化月間」と定め、病院、市町村、児童福祉施設、認可外保育施設等に普及啓発を実施している。（児童家庭課）



絵：いしわた みのり

周産期医療体制の充実

(現状と課題)

本県における母子保健指標の中で乳幼児死亡率、新生児死亡率は全国平均よりやや良い状況ですが、周産期死亡率（出産 千対）については、平成 15 年人口動態統計によると、全国平均 5.3 に対し千葉県 6.1 と高く、全都道府県中ワースト 7 位となっています。周産期死亡の中でも、早期新生児死亡率は全平均より良くなっていますが、妊娠 22 週以降の死産をさす後期死産率が周産期死亡率を高くしています。

「健やか親子 21」においては、世界最高水準にある周産期死亡率を 2010 年まで維持するという指標が示されています。周産期死亡率の改善のためには、妊娠期間中の医学的管理が重要であり、早産が予想される場合には、障害の発生を防止するためにも、高度な医療水準で妊産婦から新生児まで総合的に診療できる体制の整備が重要と考えます。

そこで、妊婦から新生児まで総合的に診療する総合周産期母子医療センターや新生児に対する高度医療を提供できる地域周産期母子医療センターの整備を促進し、県内の周産期医療体制の充実を図ることが重要です。

(施策の方向と具体策)

1 周産期母子医療センターの整備を進めます。

- ・安心して妊娠、出産できる母体づくりのための啓発を進めます。
- ・総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの整備を促進します。
- ・小児救急医療体制の充実、後方病院、後方施設との連携を進めます。
- ・急変時など、病院への搬送先、空床状況等の情報が速やかにわかるよう体制を整備します。

2 未熟児等を出産した母親のケアのための体制を整備します。

- ・新生児集中治療管理室（NICU）を有する病院でのカンガルーケア療法を推進します。
- ・未熟児等を出産した母親を支援するため、医療機関と連携を図りながら、育児相談・育児支援の体制を整備します。

事業名	事業の内容（担当課）
周産期母子医療センターの整備	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの整備を進める。 (医療整備課・児童家庭課)
未熟児訪問の実施	医療機関との連携を図りながら、母子の育児支援を行う。 (児童家庭課)

(2) ゆとりある子育て

(基本的な考え方)

「子育て」は、また「親育ち」でもあります。子育て中の親子が孤立することなく、母親も父親もゆとりを持って子どもと向き合えるよう、社会環境を整備します。

ゆとりある子育て環境の整備

(現状と課題)

近年、核家族化や地域の育児支援機能の低下等により、育児への不安感や孤立感を持つ親が増加しています。平成12年度に県が実施した「妊娠・出産・育児に関する実態調査」では、子育てに自信が持てないと感じている人が50.4%となっています。

子育てについての知識や情報、体験する場を提供することにより、親が自信を持って、身近に仲間がいる中で子育てができるよう支援することが必要です。また、保健、教育、福祉等、地域の関係機関の相談機能を強化し、育児に関する不安や悩みを解消できるようにすることも重要です。

さらに、母乳育児を望む母親が継続して母乳で子育てをすることができるように、医療機関、行政、地域が連携して支援するとともに、授乳室の設置など授乳しやすい環境づくりが求められています。

(施策の方向と具体策)

1 妊娠、出産、育児期間中の養育者の孤立化の防止を進めます。

- ・同じ時期に子育てしている仲間に出会い、情報交換ができるよう、子育て広場や地域子育て支援センターを地域の身近なところに整備し、子育て中の継続した交流が続けられるよう支援します。

2 母乳育児ができる環境整備を進めます。

- ・妊娠中における健康管理も含め、母乳についての利点、意義等の保健指導や情報提供を積極的に進めます。
- ・母乳育児を希望する母親の希望が叶えられるよう、行政機関や医療機関、地域等が連携して、授乳しやすい環境の整備を進めます。
- ・母乳育児が継続してできるよう、行政機関や医療機関、地域等が連携した支援体制を整備します。

事業名	事業の内容(担当課)
特別保育事業(保育所地域活動事業)の実施	地域の乳幼児を持つ保護者や妊婦を対象に育児講座等を開催し、保育所の見学や体験を行う。 (児童家庭課)

特別保育事業(地域子育て支援センター事業)の推進	保育所等において、専任指導員を配置し、子育て家庭の育児不安等の相談、サークル支援、地域の保育資源に関する情報の提供などの子育てを支援する事業を推進する。 (児童家庭課)
なのはな子育て応援事業の実施	地域の子育ての拠点である県内全ての認可保育所が子育て支援センターとしての機能を持ち、地域と園児の交流、育児相談、園庭等の開放、育児講座・講習会、体験保育、情報提供などを行う事業を推進する。 (児童家庭課)
両親学級・母親学級乳児健康診査事業の実施	両親学級・母親学級や乳児健康診査の場で親や子の交流を図り、子育ての情報交換や友達づくりができるように支援する。 (児童家庭課)
母子保健指導事業「いいお産」等推進事業の実施(再掲)	「いいお産や」「母乳育児」を推進する環境を整えるためには、関係者への啓発・普及が必要と考えられたため、母親学級、両親学級を企画・担当する母子保健従事者へ研修を行う。 また、「お産」についての各病院の情報の公開や、病院における助産師外来の設置等について検討し、安全で満足のできるお産に関する理解・普及を図る。 (医療整備課・児童家庭課)

コラム

いいお産と母乳育児の視点から

小林 昌代

私は、子育て中の母親ということで、次世代育成支援行動計画の策定に関わらせていただきました。助産師ということもあり、納得のいくいいお産や、母乳で育てるとということがどれだけいい育児につながるのかを、私の実体験からも意見として述べさせていただきました。

妊娠、出産、母乳育児を一連の流れとしてとらえ、妊娠中の心理状態や、納得の行くお産、満足のいくお産、母乳で自分の子を育てられたときの充実感や、満足感。これら全ては育児全般に影響します。そのため、妊娠中から、お産を踏まえた次世代育成支援が必要ではないかということをお話させていただいていました。

子育ては、子どもが生まれてからではなく、おなかの中に命が宿ったときから始まります。その命を大切に育て、大切にされて生まれた命は、また次も同じように命を大切に育てることができます。この一連の流れを壊すことなく、また、女だけの仕事だということでもなく、いろんな世代がこのいい連鎖を続けられるように、関わっていただければいいのではないかと考えるのです。

この計画は、まだまだ未完成です。この計画に命が宿るよう、今後も積極的に活動し、行政と共にいいお産や、母乳育児の推進に努めることができればと、微力ながら仲間と共に闘志を燃やしていこうと考えています。

子育てから親育ちへ

(現状と課題)

家庭は愛情のつながりを基盤として、子どもが基本的な生活習慣や社会規範、道徳性を身につける場であり、親は子どもが人生で最初に出会う教師です。そして、親子関係は子どもの人格形成にとって大きな影響を与えます。

しかしながら、核家族化による育児不安や共働き家庭の増加による子どもと関わる時間の減少等によって、家庭の育児力が低下していると指摘されています。

「子育て」はまた「親育ち」であり、子育て支援が単なる親の育児の肩代わりではなく、家庭教育の重要性を伝え、親自身が育児力をつけて子どもに向き合えるような「親育ち」としての視点が必要です。

親が協力して子育てに向き合い、主体的に学びあう多様な活動は、親のエンパワーメントを高め、新しい地域作りにつながる点からも社会的意義があり、親の育児力、家庭の教育力の向上を図る上でも、こうした活動を支援していくことが重要です。

(施策の方向と具体策)

1 自主保育・育児サークルなど親の自主活動への支援をします。

- ・地域の力で立ち上げられた親自身による幼児教室、自主保育、育児サークル等をはじめとして、思春期の子どもを持つ親同士が子どもの心や親子の向き合い方などを学びあう場、不登校・ひきこもりの子どもを持つ親同士の学び合いの場等、親の育児力・家庭の教育力の向上につながる様々な活動に対して、活動の場や情報の提供、ネットワーク化等の支援を行います。
- ・幼児教室や自主保育等、未就学児を親が主体的に協力しあって教育・保育している活動へ助成するなど、親の育児力を高める自主活動への支援策を検討します。
- ・公民館活動や学校・幼稚園・保育所等でつくられた親同士の繋がりを大切に、地域活動や自主活動を支援します。

2 公民館や学校、幼稚園・保育所等において家庭教育や家庭教育の学習の推進を図り、親の育ちや学びを支援します。

- ・幼稚園・保育所等を利用する家庭に対して、子育て相談の実施や情報の提供、親の保育参加の推進、講演会の開催、親の自主活動を推進するなど、親が親として育つ機会を提供します。
- ・幼稚園・保育所等を利用していない子育て家庭のために、親子登園の体験や園庭・園舎の開放、子育て相談、情報の提供、子育てサークルの支援、行事や講演会への招待など、「親と子の育ち」の場を提供します。
- ・親の学校活動への参加、家庭教育学級の充実、教育講演会の開催などを推進します。また、PTA 活動等について、共働き家庭の増加に対応した運営や父親の積極的な参加を促進するなど、学校内外での親の自主的な活動や親育ちを支援します。

事業名	事業の内容（担当課）
「親と子の育ちの場」推進事業の実施（再掲）	周囲に子育てに関する相談相手のいない保護者や、日ごろ子どもと接する機会が少ない保護者がもっと子育てに関わり、子どもと豊かな関係が持てるようになるための場を提供する事業を実施する学校法人に対して補助する。 (学事課)
特別保育事業(地域子育て支援センター事業)の推進（再掲）	保育所等において、専任指導員を配置し、子育て家庭の育児不安等の相談、サークル支援、地域の保育資源に関する情報の提供などの子育てを支援する事業を推進する。 (児童家庭課)
なのはな子育て応援事業の実施（再掲）	地域の子育ての拠点である県内全ての認可保育所が子育て支援センターとしての機能を持ち、地域と園児の交流、育児相談、園庭等の開放、育児講座・講習会、体験保育、情報提供などを行う事業を推進する。 (児童家庭課)
特別保育事業(保育所地域活動事業)の実施（再掲）	地域の乳幼児を持つ保護者や妊婦を対象に育児講座等を開催し、保育所の見学や体験を行う。 (児童家庭課)

コラム

子育ては親を育て、地域を育てる

初めて赤ちゃんを産んだのは5年前。私の時間はすべて私のものだった優雅な生活が一変、24時間赤ちゃんに捧げる毎日が始まった。30分おきのおっぱい。赤ちゃんのうんちが1週間出なくて眠れなかった夜。離乳食を食べてくれず、心配のあまり皿を床に叩きつけたこと。反抗期が始まり、歯磨き後のぶくぶくペーを「やらない」と宣言した1歳の息子を相手に、2時間ねばって負けたこと。トイレトレーニングで子どもを叩き、自分が許せなかったこと。兄弟げんかが絶えず、育て方が悪いのかと自分を責めた日々。

新米ママの私はいつも不安を抱えていた。ほとんどが子どもの成長によって解決すると気づき、子育てを大いに楽しめるようになったのは、最近のことだ。

学校で勉強や部活に励み、将来の夢を持って進学し、会社で仕事を頑張り... 出産前の人生は、努力すればむくわれる世界。その中心は自分だけ。競争社会で身に付けたこの手法は、子育てには役立たなかった。大切なのは子どもを「信じて待つ」こと、子どものありのままを「受け入れること」。新しい価値観を子育てから学び、やっと母親になれた気がする。

実家も遠く、知り合いもない街で始まった私の子育て。一人で平気な“自立した女”のつもりだったのに、赤ちゃんとなんたになつたことで、かえって寂しさがつのる不思議な孤独感に涙が出た。これじゃいけないと、私はせつせと外へ出ることにした。

今、たくさんの仲間がいる。幼児教室を立ち上げ、協力しあって子どもを教育しようと頑張るお母さんたち。子どもが外で思いっきり仲間と遊べる居場所作りに挑戦するお父さんお母さんたち。生協活動を通して食の安全や地球環境を守ろうとする人たち。

私の命を私のためだけに燃焼させるのではなく、私以外の人のために命を燃やすことの大切さ。それは、自分の子育てにとどまらず、地域のこと、環境のこと、未来のことにも目を向け、行動することにつながっていく。子育ては、親を育てるばかりではなく、地域を育てていくのかもしれない。

子育て中の母親 岡本 牧子

父親の育児・家事への参加を促すために

(現状と課題)

核家族化、女性の社会進出等で育児環境が大きく変わってきています。育児・家事の負担感を軽減し、子どもが健やかに育つためには、父親の育児参加は不可欠です。平成12年度に県が実施した「妊娠・出産・育児に関する実態調査」では、両親学級や父親学級に夫が参加して欲しいと希望する妊婦は84.6%であり、また、産後の協力者は夫が50%でした。

父親の育児参加については、子どもと一緒に遊ぶ、子どもを入浴させるなど直接的な協力ばかりでなく、妻に対する気遣いなど間接的なサポートでも育児に協力してくれると感じています。育児を母親だけのものとしないう、父親が主体的に育児に参加できる環境整備が求められます。

(施策の方向と具体策)

1 父親や社会への意識啓発を進めます。

- ・両親学級を充実させ、父性を育み、父親の意識改革を図ります。
- ・父子手帳の内容を検討します。

(父親ができることを見つけ、父親の思いが伝えられる手帳とする。育児への参加意識や働き方の見直しの啓発、子どもとの触れ合いや言葉かけなどの具体的な育児の情報、母親への体力的・精神的な支援の方法など、父親のための情報を掲載する)

2 父親の参加のための環境を整備します。

- ・男性の育児や地域参加のための情報の提供を行います。
- ・父親と子どもと一緒に参加できる場づくりを進めます。

事業名	事業の内容(担当課)
男女共同参画推進事業所表彰の実施	雇用分野における男女共同参画を促進するため、それらに積極的に取り組んでいる事業所を表彰し、その取組事例を幅広く周知することにより、事業所等における男女共同参画への意識の改革及び気運の醸成を図る。 (男女共同参画課)
両親学級(パパ・ママ教室)・母親学級(再掲)の開催	妊娠、出産、育児について学ぶとともに赤ちゃんふれあい体験をするなど母性や父性を育み、育児は両親が協力して行うことを学ぶ。その意識の向上や健康チェックに母子健康手帳や父子手帳を活用する。(児童家庭課)
特別保育事業(地域子育て支援センター事業)の推進(再掲)	保育所等において、専任指導員を配置し、子育て家庭の育児不安等の相談、サークル支援、地域の保育資源に関する情報の提供などの子育てを支援する事業を推進する。(児童家庭課)
なのはな子育て応援事業の実施(再掲)	地域の子育ての拠点である県内全ての認可保育所が子育て支援センターとしての機能を持ち、地域と園児の交流、育児相談、園庭等の開放、育児講座・講習会、体験保育、情報提供などを行う事業を推進する。 (児童家庭課)

コラム

子育てと父親参加（保育園のおやじの会の活動から）

鈴木 眞廣

会社の会議の日になると、お弁当を持って保育園にやってきて、子どもたちといっしょに昼食を取るお父さんのIさん。会社まで15分という強みを活かして、子どもたちの元気ももらいにやってきます。一昔前までは男性が保育園の送り迎えをするなんて、ほとんどなかった光景が、このごろずいぶん変わってきました。

子ども付き合いはもっぱらお母さんに頼ってきたお父さんに初めから、「子どもたちの遊び相手になって」と言っても、しりごみしがち。それなら力仕事だ、と始めたのが遊具づくりや園庭整備でした。

面白いと思うのは、お父さんの職業の多種多様さ。電気やさんにガス屋さん。趣味では日曜大工に料理、釣、パソコン。さらに面白いのは、同窓会は大人同士の年齢は同じでも、子どもの年齢はバラバラで、子育ての話なんかできないのに、おやじの会は、年齢は20代から50代と幅があっても子どもの年齢が近いので、子どもで話題が共通になることです。でも、会議ばかりしていると飽きちゃうし、話も行き詰まる。そこで汗を一緒にかくと、そこからまた共通の話題ができて、お互いのつきあいが深くなる・・会社の肩書きがはずれた、お父さんという水平・対等な関係がほしいみたいなのです。

そんなお父さんを見ていてお母さんと違うなと思うのは、男性は人に尽くすのがどちらかというと苦手。子どもや家庭のペースに合わせるのも苦手。役にたたないこと、ムダなことを伝えるのは得意。失敗したとき、ユーモアでかわすのも得意。ものごとをアバウトに処理するのも得意。そしてロマンチストというあたりでしょうか。

そんなお父さんの持ち味をいかして、できることから子育てに参加を始めると、お母さんの負担感も減るし孤独感も減って、地域にも顔見知りができる。家族ぐるみの付き合いも始まるなんて、なかなかいいですよ。



絵：たけうち そのか

(3) 女性の健康と権利

(基本的な考え方)

女性の健康支援を総合的・体系的に進めるため、関係機関等と連携を図り、女性の身体的特徴を踏まえた適切な保健医療サービスを提供し、女性の健康づくりを支援していきます。

女性の健康と権利

(現状と課題)

性差は人の生涯にわたり健康と病気を左右する重要な要素です。とりわけ女性は、妊娠・出産・更年期など、生殖に関係するホルモンの直接的、あるいは間接的な効果をはじめ、男性よりも複雑な身体的機能を有しています。このため、それぞれの年代で男性とは異なる様々な健康上の問題に直面します。若い女性の極端なダイエットや食生活の変化、女性の社会進出による長時間労働等により、心や体の健康を害する女性も少なくなく、健康的な生活習慣の確立や労働環境の改善が課題となっています。

生涯を通じた女性の様々な健康課題に対し、母子保健以外にもその特性を十分に踏まえた保健医療サービスの提供など、総合的な健康支援のための医療、相談体制が整備されることが重要です。

1994年にカイロで開かれた「国際人口・開発会議」及び翌1995年に北京で開催された「国連世界女性会議」において、女性の人権の一つとして、女性が生涯を通じて心身の健康を享受する権利は国際的に位置づけられました。性差に配慮し、内科・産婦人科・心理相談など総合的な医療・相談体制の整備が求められます。

また、配偶者からの暴力[DV (Domestic Violence)]は女性の健康を害し、人権を著しく侵害するとともに、子どもへも深刻な影響を与えます。DV被害者と子どもが、安全で平穏な生活ができるよう必要な支援、相談体制の充実が必要です。

(施策の方向と具体策)

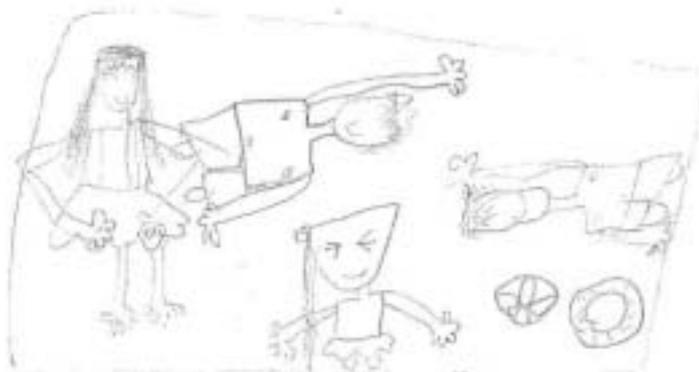
1 生涯を通じた女性の健康支援づくりのための体制を強化します。

- ・自分のからだを守り、健康の大切さを認識するための健康教育を推進するとともに、加齢と疾患における女性と男性の違いなど健康についての情報提供を進めます。
- ・思春期の健康相談、妊娠・不妊についての相談、婦人科系疾患・更年期障害等女性の健康問題についての相談体制の充実を図ります。
- ・働く女性の母性保護に関する啓発を進めます。

2 DV被害者とその子どもが安全で平穏な生活が送れるよう支援を行います。

- ・女性サポートセンター、女性センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させ、DV被害者の相談支援体制を整備を促進します。
- ・DV被害者と子どもの安全を確保し安定した生活が送れるよう、関係機関の連携を強化し、支援を進めます。

事業名	事業の内容（担当課）
生涯を通じた女性の健康支援	生まれたときから思春期、出産可能期、更年期そして閉経後まで、生涯にわたって心と体の健康を享受できるよう体系的に健康づくりを進める。女性の病気をトータルで見る診療を拡充する。 (健康増進課)
DV被害者相談支援体制の整備	女性サポートセンター、女性センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の相談・支援を行います。 (男女共同参画課)



絵：いのうえ あずみ

不妊相談・不妊治療

(現状と課題)

子どもを欲しいと望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれない夫婦は10組に1組いるともいわれ、不妊に悩み、不妊治療を受ける夫婦は年々増加してきています。「平成14年生殖補助医療技術に関する国民の意識に関する研究」によると、平成14年度は全国で466,900人が不妊治療を受けている状況です。

不妊治療は人工授精、体外受精、顕微授精には健康保険が適用されないことから、高額な治療費による経済的負担が重くなっています。また、身体的、精神的な負担も大きく、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくありません。千葉県では県内に4か所の不妊相談センターを設置して相談に応じるとともに、不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、不妊に悩む夫婦を対象として特定不妊治療費助成事業を開始しました。不妊に悩んでいる夫婦に対する情報提供や相談体制、支援体制の整備・充実を図り、総合的な支援をすることが求められています。

(施策の方向と具体策)

1 不妊治療に関する経済的負担の軽減を図ります。

- ・不妊治療に関する経済的負担を軽減するため、高額な医療費が必要とされる体外受精及び顕微授精について、治療費を助成します。

2 不妊に関する相談体制を充実します。

- ・不妊相談センターを設置し、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行います。

事業名	事業の内容(担当課)
不妊相談事業の実施	<p>1 不妊相談センター事業 不妊に悩む方を対象に不妊に関する一般的な相談や不妊治療に関する情報提供、医療面・精神面での相談を柏、印旛、長生、君津の健康福祉センター(保健所)で行う。</p> <p>2 不妊相談従事者研修会 相談事業の従事者のスキルアップを図るため、研修会を開催する。</p> <p>3 不妊セミナーの開催 不妊に関する知識の普及・啓発を図るため一般住民向けのセミナーを開催する。 (児童家庭課)</p>
特定不妊治療費助成事業の実施(県)	<p>不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)については、治療費が高額であり、その経済的負担が重く十分な治療を受けることができないことも少なくない。特定不妊治療を受ける夫婦に対し、その治療費の一部を助成して経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に関する相談を充実し、不妊に関する総合的支援体制の推進を図る。 (児童家庭課)</p>

(4) 子育て世帯の経済的負担の軽減

(基本的な考え方)

子育てにおいて大きな負担となっている教育費や医療費等の経済的負担について、助成制度の充実、資金貸付などにより軽減を図るとともに、これらの制度の情報提供を充実します。

医療費、教育費等の負担の軽減

(現状と課題)

子育て世帯にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっています。このことは、少子化の要因等の調査で「生きたいのに生むことのできない理由」として経済的負担が常に上位にきていることから明らかです。

そこで、子育てにかかる費用について、助成制度の充実や資金の貸付などにより負担の軽減を図るとともに、これら制度の情報が容易に得られることが必要です。

なお、国・地方公共団体ともに財政状況が逼迫しており、公費のみで各種のニーズに対応していくことは極めて厳しい状況にあります。それ以上に、国民一人ひとりが次世代育成支援のために主体的役割を果たすという観点から、これらに要する費用を拠出するという新たな枠組みなどについて検討する必要があります。

(施策の方向と具体策)

1 医療費負担の軽減を図ります。

- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業を推進します。
- ・ 乳幼児医療費助成制度の定着・普及を図ります。
- ・ 医療費助成に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。

2 教育費負担の軽減を図ります。

- ・ 経済的理由により修学が困難な者に対して、学費の免除・貸付等の支援を行います。
- ・ 私学助成を増額し、幼稚園と保育所、また、公立学校と私立学校(幼稚園を含む。)における、保護者負担の格差是正を検討します。

事業名	事業の内容(担当課)
小児慢性特定疾患治療研究事業の実施(再掲)	児童の慢性疾患は、治療が長期にわたるため、国で定めた11疾患群について治療研究を推進し、その医療の確立・普及を図るとともに患者家族の医療費負担の軽減を図る。 (児童家庭課)
特に医療を必要とする子どもへの医療の給付事業の実施(再掲)	・ 未熟児養育医療(未熟児) ・ 身体障害児育成医療(身体に障害を残すおそれのある疾病で確実な治療効果のある手術等) ・ 結核児童療育医療(結核で入院治療を要する場合) (児童家庭課)

乳幼児医療対策事業の実施（再掲）	乳幼児医療のうち、法令等に基づく医療給付を受けられない医療について、一定の条件の基に医療費助成を行い保護者の負担の軽減を図る。 (児童家庭課)
医療助成等の情報提供（再掲）	医療助成事業について、ホームページや子育て情報誌、母子手帳別冊などで情報提供する。 (児童家庭課)
児童手当制度の実施	家庭における生活と次代の社会を担う児童の健全育成を図るため、小学校第3学年修了前の児童を養育している父母等に手当を支給する。 (児童家庭課)
私立学校経常費補助事業の実施（再掲）	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 (学事課)
千葉県奨学資金の貸付けの実施	高等学校、中等教育学校の後期課程、盲・聾・養護学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍するものであって、経済的理由により修学が困難なものに対し、修学上必要な学費を貸付けることにより、これらのものの修学を容易にする。 (教育庁企画財務課)
県立高等学校授業料減免制度の実施	経済的理由により県立高等学校授業料の納入に困難な事情があると認められる場合、授業料を免除する。 (教育庁企画財務課)
私立高等学校授業料減免事業の実施	経済的理由により私立高等学校授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を学校法人に補助する。 (学事課)



絵：よしざわ とうご

(5) ひとり親家庭等への支援

(基本的考え方)

ひとり親家庭等の誰もが、地域社会の一員として人権が尊重され、自立し、その地域で健康で安心して生活でき、また、子どもたちが希望を持ち、いきいきと育つことができる社会づくりをめざします。

ひとり親家庭等への支援

(現状と課題)

近年、離婚が急増しており、ひとり親家庭等(母子家庭、父子家庭及び寡婦)は年々増加しています。本県では平成15年の離婚件数13,365組、離婚率(人口千対)2.24であり、平成16年の母子家庭数は36,480世帯となっています。

このような状況の中、国においては「母子家庭等自立支援対策大綱」を定め、ひとり親家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立の支援」に主眼を置いた支援策を総合的、計画的に展開することとしています。

ひとり親家庭等は、子育てや家事と生計の維持をひとりで担わなければならないため、様々な困難に直面しています。

たとえば、母子家庭の母等は、8割以上が就業していますが、パート等の非常勤が多く、収入が少なく不安定で、経済的に厳しい状況にあります。

県としては、母子家庭の母等の就業による自立のための相談や職業能力開発などの支援、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金の貸付等の経済的支援、保育や家事援助等の子育て・生活支援など、総合的な支援を進めることが課題となっています。

また、父子家庭においても、子どもの養育や家事等の生活面において支援の対象となっていますが、必要に応じて経済的支援など、実態に合った取組みが求められます。

(施策の方向と具体策)

1 子育て・生活支援体制の充実

- ・ひとり親家庭等が、安心して子育てと就業の両立を図ることができるよう、保育サービスの充実やヘルパーの派遣など、子育てや生活の面での支援を市町村と連携して進めます。

2 就業支援体制の充実

- ・ひとり親家庭等が経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に応じた就業相談・職業紹介や職業能力開発への支援に取り組むとともに、就業機会を創出するため企業(事業主)や経済団体の理解・協力を得るための啓発等を行い、市町村や労働関係部局及び母子自立支援員等と連携を図りながら、事業主に対する啓発等、ひとり親家庭等に対する就業支援を推進します。

3 養育費確保の促進

- ・ひとり親家庭の子どもの養育費を確保できるよう、養育費についての取決めや養育費取得促進のための啓発活動や情報提供に努め、養育費支払いについての社会的気運の醸成を図るとともに、相談体制の整備を進めます。

4 経済的支援体制の充実

- ・母子家庭等の生活の安定と自立を可能にするための経済的な支援策として、母子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給及びひとり親家庭等医療費等助成制度等を推進するとともに、各種支援制度についての積極的な情報提供や適正な事務執行のための関係職員の研修を充実します。
- ・父子家庭への支援方策について検討します。

5 相談体制及び情報提供の充実

- ・ひとり親家庭等が気軽に相談できる相談体制を充実するとともに、相談窓口の周知や積極的な情報提供に努めます。
- ・母子家庭等の総合的な相談窓口となる母子自立支援員や市町村職員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図ります。

6 雇用環境の改善

- ・ひとり親家庭の親等が仕事と子育てが両立できるよう、事業主に対する啓発や経済団体の理解・協力を求め、雇用環境の改善を促進します。

7 当事者の自立意識の啓発と交流の促進

- ・ひとり親家庭等が自立していくためには、まず、当事者が自ら自立に向けた意識を持つ必要があり、そのための啓発を図るとともに、悩み等を話し合ったり、助け合いができるよう当事者はもとより、地域のつながりを強める交流の場や機会の創出を促進します。

8 市町村及び関係団体との連携

- ・ひとり親家庭等の自立に向けた各種施策を効率的・効果的に進めるために、市町村をはじめ関係福祉団体等との連携を推進します。

9 人権が尊重される社会の実現

- ・親と子一人ひとりの人権（外国籍を含む）が尊重され、不当な差別や無理解な対応を受けることなく、社会の一員として安心して生活できる社会を実現するため、社会的気運の醸成を図るとともに、広く必要な対策を講じます。

事業名	事業の内容(担当課)
児童扶養手当の支給	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。 (児童家庭課)
母子寡婦福祉資金の貸付の実施	母子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、児童の福祉向上を図るため、修学資金・事業開始資金等各種資金を無利子又は低利で貸し付ける。 (児童家庭課)
ひとり親家庭等医療費等助成事業の実施	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する。 (児童家庭課)
母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施	母子家庭の母等に対する就業相談・職業紹介の実施及び就業支援講習会の実施。 (児童家庭課)
母子家庭自立支援給付金事業の実施	母子家庭の母の就労を効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母及び常用雇用する事業主に対し給付金を支給する。(児童家庭課)
母子家庭等日常生活支援事業の実施	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行う。(児童家庭課)
母子生活支援施設の入所	配偶者のない女子が生活上の様々な問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母親と児童を共に入所させ保護するとともに、自立支援のための生活指導等を実施する。 (児童家庭課)
母子自立支援員による相談の実施	母子家庭及び寡婦の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等各般の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行ったり、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 (児童家庭課)
養育費シンポジウムの開催	ひとり親家庭の児童に対する養育費が取得できるよう、養育費の取り決めや取得促進に関するシンポジウムを開催し啓発を行うとともに、社会的気運の醸成を図る。 (児童家庭課)
ひとり親家庭等ふれあい交流事業の実施	ひとり親家庭等が集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、早期自立のための意欲形成と生活の安定を図る。 (児童家庭課)
事業主に対する啓発や経済団体への働きかけ	事業主に対し、母子家庭の母等の積極的な雇用を呼びかける。 (児童家庭課)
優良企業の顕彰制度の実施	母子家庭の母等の雇用に理解のある事業所に対し表彰を行う。 (児童家庭課)
父子家庭に対する支援方策の検討	父子家庭に対する支援を検討するため委員会を設置し、検討を進める。 (児童家庭課)

2 ゆとりを持って仕事も子育てもしていきたい

男性も女性も、共に子どもを生き育てながら、当たり前のように仕事をし、そのことが仕事の大きなエネルギーとなるような社会や職場を望みます。

(1) 仕事と子育てが両立する働き方の実現

(基本的な考え方)

仕事と子育ての両立の困難さから、出産を機に退職する女性がおよそ7割にも達している現状です。

育児休業や子育て支援の労働軽減など法制度の整備は進められてきましたが、制度の活用を阻む職場環境などの阻害要因が指摘されています。これらを解消すること、特に、仕事と子育ての両立を尊ぶ風土の醸成を進めていくことが、安心して子どもを生き育てる社会をつくるうえで重要です。

そのためには、仕事優先の働き方を見直し、子育て中の男女のみならず、働くすべての人々の仕事と生活のバランスのとれた働き方を実現するための取組みが不可欠です。このような、労働者の生活に配慮した働き方は、一人ひとりの意欲や能力を引き出し、企業の持続的な発展を支えるとともに活力ある地域づくりにも通ずるものであるとの共通した視点で、企業、労働組合、地域、行政の連携した取組みを進めていきます。

仕事と子育てが両立できる職場づくり

(現状と課題)

育児休業や保育サービスの充実など、出産後も継続就労できる条件は整いつつありますが、「第1回21世紀出生児縦断調査」(平成13年度国調査)によると、第1子出産を機に67.4%の女性が退職している現状にあります。千葉県では、子育て期の30歳代前半の女性の労働力率(求職中を含む就業者数の人口に占める割合)が全国平均を下回っており(平成12年度 全国57.0%、千葉県41.8%)、女性就業のいわゆるM字が顕著に出現しています。「家庭と就業に関する調査」(平成15年度県調査)では、無職にある30歳代の女性の約7割が、無職であることの原因として「育児との両立が困難」を挙げ、また、結婚、出産を控える20歳代の女性の中で、「育児と仕事の両立への職場の理解」が「ある」と答えたものが3割に留まったことは注目すべきところです。これらの背景には、子育てしながら働き続けることのできる職場環境ではない現実が垣間見え、結婚や出産を躊躇させる要因となっていることが窺えます。

企業においては、仕事と子育ての両立を支援する諸制度の充実とともに、経営トップがリーダーシップを発揮し、企業内のすべての層での意識改革を徹底していくといった運用面での取組みを強めていくことが求められています。県では企業の理解と共感を得つつ、企業の取組みを促進・支援していくことが課題となっています。

とりわけ、県内企業の99.9%を占め、労働者の9割近くが働いている中小企業(従業員300人以下)において、両立支援の取組みが開始され、一歩ずつ進められていくよう、県は、企業の実情を考慮した実効性ある強力な支援を行っていくことが必要です。

(施策の方向と具体策)

1 企業の「仕事と子育ての両立支援の取組み」を促進します。

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について、企業の計画目標の達成に向けての取組みを支援します。また、300人以下の企業事業所に対しても次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発を進め、策定・実施を支援します。
- ・労働基準法、育児・介護休業法等法律の規定の上乗せ・横出しなど一歩先を行く両立支援の制度づくりを奨励し、そうした事例を積極的に収集し、紹介・普及を図ります。
- ・中小企業の実情に即した「仕事と子育ての両立支援へのゼロから一歩への取組み」を支援します。
- ・仕事と子育ての両立支援等に積極的に取り組んでいる企業に対して、企業の取組みを支援する措置を検討します。
- ・先進的に取り組む企業の企業イメージの向上や優秀な人材獲得など、企業利益につながるような話題性のある広報を検討し、企業の主体的取組の動機付けとします。
- ・結婚や出産を機に女性に退職を迫るような職場の雰囲気解消や、出産・育児をマイナスと評価する意識・慣行を見直し女性の積極的登用を図るなど、女性が出産・育児をしながら自信と意欲をもって働けるような環境整備と職場の風土づくりに向けた企業の取組みを支援します。
- ・企業の経営者に対し、両立支援の環境整備や女性の活用について理解と認識を深めるためのピンポイントの広報を実施します。また、人事労務担当者や労働組合の役員などを対象に両立支援アドバイザーを育成し、職場での制度の活用と定着を進めます。
- ・両立支援制度の活用状況や阻害要因、企業と労働者の意識とニーズなど、県内の雇用環境の現状と課題の把握・分析に努め、改善に向けた積極的な目標を設定し、国（労働局）、市町村、企業・経営団体、労働組合と共通認識を深め、連携協力体制を構築しつつ目標達成に向けた取組みを進めます。
- ・育児・介護休業法や企業への助成金給付制度など、仕事と子育ての両立支援に関係する様々な法制度の問題を明らかにし、見直し・充実について国へ提言していきます。
- ・県をはじめとする公的機関（特定事業主）は、自らの行動計画を積極的に広報し、民間企業（一般事業主）の模範となるよう行動します。

2 男性の子育て参加を促進するための取組みを進めます。

- ・男性の育児休業取得や家事・子育てに費やす時間を増やすため、育児は女性の役割とする固定的な見方を改め男女が共に子育てを担う意識の定着や、長時間残業をいとわない風潮をなくすなど、仕事と家庭の両立を尊ぶ職場風土の醸成を促進します。
- ・男性が父親としての役割を果たすことができるよう、労働時間の短縮や育児休業等の制度活用を進める企業の取組みを支援します。
- ・男女共同参画に関する教育・学習機会の拡充、男性が自然に育児・家事に参加するための広報啓発、父親としての役割に関する教育・学習機会の拡充を通じ、男女が共に育児・家事に参加するための社会的認識の浸透を図ります。

事業名	事業の内容（担当課）
<p>出産・子育て期における男女労働実態調査の実施（“社員いきいき！元気な会社”推進事業）</p>	<p>法に基づく制度の活用状況と活用にあたっての障害要因、女性の人材活用・地位や、出産と就業継続等に関する意識と実態を、企業・労働者それぞれの視点から探る。 これにより本県の現状・課題を分析し、潜在ニーズを明らかにし、施策立案に反映させる。 （雇用労働課）</p>
<p>企業経営者へのピンポイントの周知啓発（“社員いきいき！元気な会社”推進事業）</p>	<p>両立支援が企業にとっての社会的責任であるだけでなく、重要な経営戦略であること、企業イメージの向上や人材確保・定着につながり、生産性向上や新たな価値の創造など、企業にとってもWin であることについて、企業経営者の認識・理解を求めるセミナーを開催する。こうした視点から広報啓発資料を作成するなど県内企業の経営革新と競争力強化につなげる。 （雇用労働課）</p>
<p>両立支援アドバイザーの育成（“社員いきいき！元気な会社”推進事業）</p>	<p>企業の人事・労務担当者、労働組合委員等を対象に、両立支援アドバイザーを育成する。 （雇用労働課）</p>
<p>ワーク・ライフ・バランスセミナー等の実施（“社員いきいき！元気な会社”推進事業） （再掲）</p>	<p>県内企業が経営戦略として、ワーク・ライフ・バランス、両立支援を認識し、主体的に取り組む契機とするとともに、県内企業の行動計画策定・認定取得を促進するため、企業の人事・労務担当者を中心とした勉強会を開催する。 （雇用労働課）</p>
<p>ゼロから一歩への企業の取組み支援（“社員いきいき！元気な会社”推進事業）</p>	<p>「“社員いきいき！元気な会社”宣言事業所」の募集、紹介サイトの開設により、事業所の規模や本・支社に関わらず、県内事業所の両立支援の一歩の踏み出しを後押しする。 （雇用労働課）</p>
<p>育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法関係法令の周知・啓発の実施</p>	<p>千葉労働局、21世紀職業財団等と連携し、育児・介護休業法及び、男女雇用機会均等法関係法令を県広報誌「労政ちば」やセミナー等により周知・啓発を図る。 （雇用労働課）</p>
<p>男女共同参画推進事業所表彰の実施（再掲）</p>	<p>雇用分野における男女共同参画を促進するため、それらに積極的に取り組んでいる事業所を表彰し、その取組事例を幅広く周知することにより、事業所等における男女共同参画への意識の改革及び気運の醸成を図る。 （男女共同参画課）</p>
<p>千葉県女性センター「男性のための男女共同参画セミナー」の開催</p>	<p>千葉県女性センターにおいて、男性の家事・育児等への参画を促進するための男女共同参画セミナーを開催。 （男女共同参画課）</p>
<p>県女性職員の管理職への登用推進及び職員の仕事と家庭が両立可能な職場環境整備の推進</p>	<p>県行政の各種施策を円滑に推進するため、管理職への登用を適材適所を基本に行い、女性職員についても、組織の中核となるポストに積極的に登用する。また、両立支援相談員が仕事と家庭のバランスがとれた働き方ができるような職場環境の整備を推進する。 （総務課）</p>
<p>県職場における男女共同参画モデル職場づくりの推進</p>	<p>男女共同参画社会の実現のために、千葉県職場自らが進んで民間企業等のモデル職場となるような男女がともに働きやすい職場づくりを推進する。 （男女共同参画課）</p>

コラム

男女共同参画と女性の社会参加支援

松戸市児童家庭担当部（元女性センター所長）山口 文代

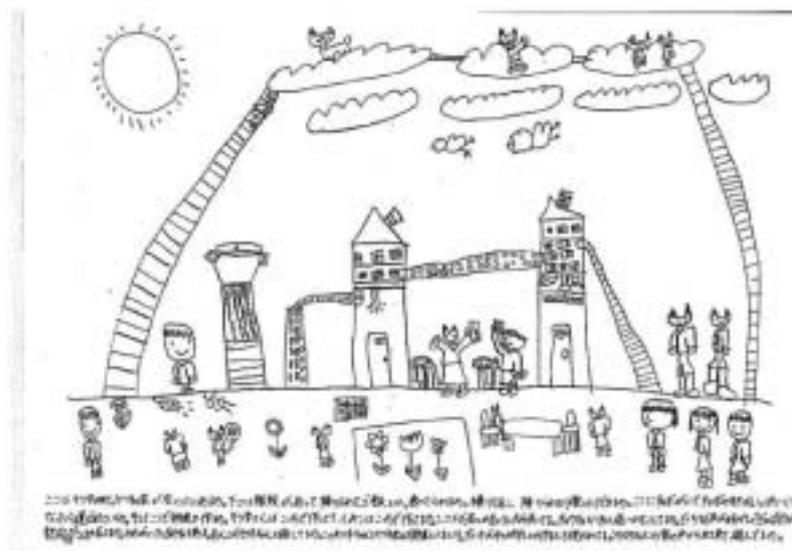
松戸市女性センターの登録団体に「まつど一時保育ネットワーク」という団体がある。彼女たちは女性センターの一時保育ボランティア養成講座を終了したメンバーで構成され、主に公的事業を対象に子ども・親・保育者が共に育ち、暮らしやすい街づくりをめざし、年間約1,500人の子どもたちの一時保育を行っている。

この活動のきっかけは今から十数年前、ある市民からの1通の投書から生まれた。

投書には「泣いている子を預けてまで勉強したいのか!」という保育者の言葉に深く傷ついた母親の声が切々と書かれていた。講座への熱意と子どもを預けることへの戸惑いを感じていたであろう母親にとって、この言葉はさぞ辛いものであったと思う。女性が置かれている社会状況を理解し、学びを支援できる保育者が必要であることを痛感し、翌年第1回の「一時保育ボランティア養成講座」を開催した。

内容は“女性の生き方や一時保育の意味、幼児の遊びや応急手当など20回に及ぶ長期講座である。受講生は講座修了後早速、自主グループを立ち上げ保育活動をスタートさせた。子どもたちは講座が終わって満足した笑顔のママを、保育室で迎えるのが大好きのようにある。

養成講座は10年間で5回実施している。「自分も子育てに行き詰っている時、保育付きの講座でどんなに助けられたかわからない。今度は私が保育をする番です」等の理由でどの回も定員を上回る応募がある。一時保育に熱意を持って取り組んでいるメンバー、自信をつけ再就職する人、子育て支援のNPO法人を立ち上げた人など女性たちの持っている限りないパワーを感じる。こんな何気ない身近な活動を通して、それぞれが持っている力を十分発揮しながら、だれにとっても暮らしやすい男女共同参画の街がつくられていくのではないだろうか。



絵：ひらの くみこ

働き方の見直し

(現状と課題)

仕事と子育てが両立する働き方の実現のためには、子育て中の男女のみならず、男性も女性も働くすべての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方ができる職場づくりが不可欠です。

そのためには、働く人のニーズと各企業の実情に応じた多様な働き方の選択肢を用意するとともに、「働き方の見直し」を進めることが重要です。

仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方を阻害している職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識、子育て期の男性の長時間労働、男性の家事時間の少なさといった要因を取り除くための取組みを、企業とそこに働く人をはじめ、行政、地域が一体となって進めることが求められています。

現在では、働き方の見直しや女性をはじめとする多様な人材の活用が、企業の生産性の向上・成長維持にとって重要であるとの認識のもとで、21世紀の経営戦略としてこの問題に積極的に取り組む企業も出てきています。

県は、このような先進的企業の取組みを紹介・支援するとともに、広く県内企業の取組みを促進するため、意識啓発や広報、情報提供や研修などを積極的に行っていくことが必要です。

(施策の方向と具体策)

1 企業の中に「仕事と生活のバランスがとれる働き方(ワーク・ライフ・バランス)」についての理解が広まり、自主的な取組みが進むよう支援します。

- ・企業の、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた自主的取組みを推進するため、情報交換の場となる、企業の人事・労務担当者を中心とした研究会の設置を進めます。
- ・仕事と家庭(子育て、家事、介護、社会活動、能力開発等)の両立を可能にする多様な勤務形態の導入や人材の育成・活用、作業・業務の見直しにより、効率性を高め残業を削減する試みなど、先進的取組み事例の収集・普及に努めます。

2 ワーク・ライフ・バランスに対する社会の関心を高め、有用性の普及に努めます。

- ・企業・経営者団体や労働組合、教育、保育関係者など広範な呼びかけによる、「働き方の見直し」の創造的な県民運動を展開し、社会全体で仕事優先の風潮を問い直し、豊かさについて考えていきます。(例)「パパ、早くおうちに帰ろうの日」「ライフスタイルを考える日」キャンペーンなど。
- ・ジョブシェアリング、ライフバランス社員、フレックス勤務、テレワークなど、多様な働き方について紹介し、関心を高めていきます。
- ・長時間労働を当たり前とする社会の風潮をなくすために、残業の削減や年次有給休暇の取得を促がす広報を進めます。

事業名	事業の内容（担当課）
ワーク・ライフ・バランスセミナー等の実施 （“社員いきいき！元気な会社”推進事業） （再掲）	県内企業が経営戦略として、ワーク・ライフ・バランス、両立支援を認識し、主体的に取り組む契機とするとともに、県内企業の行動計画策定・認定取得を促進するため、企業の人事・労務担当者を中心とした勉強会を開催する。 （雇用労働課）
男女共同参画推進事業所表彰の実施（再掲）	雇用分野における男女共同参画を促進するため、それらに積極的に取り組んでいる事業所を表彰し、その取組事例を幅広く周知することにより、事業所等における男女共同参画への意識の改革及び気運の醸成を図る。 （男女共同参画課）
県女性職員の管理職への登用推進及び職員の仕事と家庭が両立可能な職場環境整備の推進（再掲）	県行政の各種施策を円滑に推進するため、管理職への登用を適材適所を基本に、女性職員についても、組織の中核となるポストに積極的に登用する。また、両立支援相談員が仕事と家庭のバランスがとれた働き方ができるような職場環境の整備を推進する。 （総務課）
県職場における男女共同参画モデル職場づくりの推進（再掲）	男女共同参画社会の実現のために、千葉県職場自らが進んで民間企業等のモデル職場となるような男女がともに働きやすい職場づくりを推進する。 （男女共同参画課）

コラム

次世代育成支援対策「労働組合としての取り組み」 連合千葉 辻 徳次郎

そもそも「次世代育成支援対策推進法」がなぜ必要になったのか？言うまでもなく、合計特殊出生率（出生率）が人口を維持するのに必要な出生率2.08を大きく下回り且つ、その低下に歯止めがかからないためだ。

少子化の根は深い。内閣府の「若年者意識実態調査(2003年)」によると未婚理由の3割強が「金銭的に余裕がない」と答え、結婚すると不利益になることは？の問いには5割弱が「自由に使えるお金が減ってしまう」と答え、その傾向は正社員就労者よりパート・アルバイト就労者の方が強い。つまり、一般的にはキャリア志向の強い正社員の方が結婚しないと思われがちだが、実は所得の低さが未婚・晩婚化を助長している。言い換えると、就業形態のありようが結婚率を直撃している。

社会経済の活力を維持していく上でも、少子化の流れを変える上でも、次世代育成支援対策は重要な打ち手であり、その行動計画は実効あるツールでなければならない。

「子供を安心して生み育てられる職場」とは、仕事と家庭の両立支援のためのP D C A（PLAN・DO・CHECK・ACTION）サイクルが実践できる職場風土が醸成されている職場だと思う。労使が一体となり、女性の職域拡大、男性の働き方そして地域との共生などの幅広い観点から「ワークライフバランス」について話し合いの場を設け、後戻りしない、させない仕組みをつくるのが大事である。

働き方が変わらなければ

千葉大学教育学部教授 宮本 みち子

今の日本の現状では、女性の生活は子どもをもった途端に激変する。働き続ければ、夫婦の長時間労働に子育てが加わって時間的なゆとりはまるでなくなる。男性の長時間労働が避けられない状態では、女性が育児の担当者にならざるをえない。しかし女性の労働時間も決して短いわけではない。しかも職場が残業を当たり前としているから、育児のために早々に退社する女性の立場は不利である。日々綱渡り生活をしながらの子育てだが、その綱渡りを断念して退職を選択すると、二度とフルタイムの正規雇用の世界にはもどれない。時間的な余裕は生まれるとはいえ、それによって失う女性のキャリアは、取り返せないほど大きいのである。そのうえ、近年、子育てに専念できる経済的余裕のない若い家庭が多くなっている。若い家庭の経済力は明らかに低下しつつある。

共働きを選んでも、子育て専念の道を選んでも暗い、このジレンマから脱するには、子育て期間中の男女の労働時間を、適正なものにする必要がある。利益追求のあまり、社員が子育て責任をもった人たちであることを配慮しない企業行動が、この社会の次世代再生産を麻痺させていることを、産業界は真剣に考えるべきではなからうか。日本の長時間労働の慣行は、正社員の長期雇用を前提にして、景気変動を残業時間で調整することから生まれた。その結果、いまでは、いっぽうに過労死も発生するほどの正社員の長時間労働、もういっぽうに失業者・パート・フリーターという不安定雇用という構図が出現している。人間らしい暮らしのためには、労働時間と所得のもっとバランスのとれた配分へと転換するべきではなからうか。そうすれば、男女がもっと楽に働きながら、子どもを育てていけるはずだ。そうすれば、若い人々がもっと気楽に、結婚や出産に進むのではなからうか。



絵：てらざわ りさ

女性の就業支援

(現状と課題)

女性の中には、仕事と子育ての両立の困難さ等から、育児等のために退職し将来再就職を希望するものが多くいます。しかし、年齢制限や税制度などの様々な制約から、本人の意向やキャリアを活かした仕事に就いたり、正規社員として採用されにくい状況に置かれています。女性の就業者は年々増加していますが、パートタイム労働や派遣などの非正規社員の比率が高まり、「平成14年就業構造基本調査」によると、千葉県では女性の就業者のうち、「パート」及び「アルバイト」が44.9%と半数近くを占めています。非正規社員と正規社員では賃金をはじめとする待遇の格差が大きいことや、キャリアの継続・積み重ねができていくなどの現状があります。また、近年では、子育て後の再就職の女性だけでなく、就職難を反映して若い世代の女性にも増えており、出産による失職を余儀なくされるなどの不安定な状況が、少子化の要因の一つになっているとの指摘もあります。

パートタイム労働などの非正規社員の待遇是正と、子育て後の再就職支援を通し、ライフステージに応じた自由かつ多様な働き方の選択を可能としていくことが課題となっています。

(施策の方向と具体策)

- 1 育児等のために退職し将来再就職を希望する者に対し、再就職に向けたきめ細かい支援に取り組みます。
 - ・再就職や起業に役立つ情報の提供やセミナーの開催など女性のチャレンジをサポートします。
 - ・育児中の求職者のニーズや事情に配慮した職業訓練を実施します。
- 2 パートタイム労働など非正規社員の均等処遇が促進されるよう取り組みます。
 - ・非正規労働実態調査に取り組み、現状と課題を具体的に明らかにしながら、法に基づく指針の浸透・定着を図り、均等化が進むよう、企業の取組みを支援します。
 - ・均衡処遇に関する企業の取組事例を収集し、紹介・普及を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
緊急再就職等支援委託訓練事業の実施	求職者の早期就職を支援するため、国の委託を受けて専修学校や企業等が持つ教育訓練機能を活用した多様で、機動的な委託訓練を実施する。 (産業人材課)
eラーニングを活用した就職支援事業の実施	就職を希望しながらも職業訓練施設へ通所することに制約のある方に、インターネットを活用してeラーニングを実施し、就職希望者の能力開発を行い、就業条件の向上を図り、就職の促進を図る。(産業人材課)
一人ひとりのキャリアアップのための能力開発相談・情報提供	ちばキャリアアップセンター相談コーナーを運営し、キャリアコンサルタントによる、職業能力開発やキャリア形成に関する相談への対応、各種情報提供を行う。 (産業人材課)

コラム

アイドリングができる子育てを ~ 多様な保育サービスへの期待

子育て中の母親 岡本 牧子

女性は結婚したら家事や育児をするしか選択肢がない、なんていわれたのは一昔前。保育園が拡充され、働きながら子育てする選択が保障された今、働くお母さんは増え、生き生きしている。これはとても素晴らしい。でも、働くお母さん以外のお母さんへの子育て支援は、どうなっているのだろうか？

若い子育て世代は多様化している。出産後すぐ復帰してバリバリ働きたい人。続けたくてもやめざるを得ない人。乳幼児期は子育てを優先したい人。家庭で育てたいとあえて仕事を辞める人。一段落したら働き始める人、地域活動に生きがいを見出す人。女性は自らの価値観で多様なライフスタイルを模索している。

私の子育ての原点は、母乳育児にはまったこと。小さい頃はゆったりと、子ども優先の生活をしたい。一方、子育て中も勉強したり、将来につながる活動をしたい。つまり、エンジンを切って仕事や社会とのつながりを断ち切ってしまうのではなく、アイドリングしながら子育てをしたい。自分らしく。

しかし、保育園は働いていないため入所できず、一時保育も圧倒的に就労優先でパートの人が次々に予約をうめ、私のような人は後回し。働き続ける人が増えたとはいえ、7割の女性が出産で退職、3歳以下の在宅育児率は育休中の人も含め8割。乳幼児を家庭で育てている人のほうがずっと多いのだ。にもかかわらず、「就労支援」だけに偏る今の制度には、違和感を覚えてしまう。

働きながらスピードを落とさず走り続けるか、エンジンを完全に切って家庭に入るのか。そんな二者択一を越えて、「アイドリングしながらの子育て」を支える視点もほしい。再就職に向け勉強したり、自己啓発の生涯学習に取り組むとき、安心して子どもを預けることができれば、女性は子育て後の人生に不安を感じることなく希望を持って、子どもと過ごせるだろう。多様な選択肢を保障し、どの選択をしても子育て支援を受けられる社会でこそ、女性は子どもとともに輝くことができるのだから。



絵：やまぐち じゅんべい